

## 第 528 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和2年7月3日(金)9:55～11:06

場所

広島合同庁舎 1 号館附属棟 2 階 大会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、井上(道)委員、岡田委員、酒井会長代理、中井委員

【労働者代表委員】

井上(智)委員、国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、石井委員、中野委員、藤本委員、吉田委員

【事務局】

中山広島労働局長、巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、  
坂本賃金指導官、小松専門監督官

議題

- (1) 令和元年度広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 令和2年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正の申出に関する意向表明について
- (3) 小委員会の運営について
- (4) 広島県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (5) 令和2年度の審議会の運営について
- (6) 広島地方最低賃金審議会、同専門部会、同小委員会各運営規程及び同会議公開要綱の改定(案)について
- (7) 検討小委員会の開催について
- (8) その他  
地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について  
その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは、定刻より若干早いんですけれど、皆さんお揃いになりましたので、只今より第 528 回広島地方最低賃金審議会を開会致します。議事に先立ちましてですね、本日、コロナ感染拡大防止対策のためにですね、若干、広めに会場を取らせて頂いております。私もマスクを、職員もマスクを着用しております、若干、お聞き苦しいところもあるかと思いますが、申し訳ございませんが、よろしく願いを致します。それから、公益、労働者代表委員、

使用者代表委員のお席にですね、マイクを一つずつですが、ご準備をさせて頂いております。ご発言の際はですね、会場が広うございますので、マイクをご使用頂けたらと思います。ウェットティッシュも用意しておりますので、また、ご利用頂いたらと思っております。ご説明が長くなりましたけれども、それではですね、開会のほう、致します。

本審議会はですね、本年度、最初の会議となりますので、お手元にお配りしております審議会次第の議事に入りますまでの間、賃金室長補佐の私、吉川が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いを致します。まず、本日の各委員の出席状況でございますけれども、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表委員5名中5名、計15名の委員に全員にご出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立し、開催されていることをご報告申し上げます。また、本審議会の公開につきましては、去る6月19日から26日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴希望者が14名ございました。本日4名の方が審議を傍聴されておられますので、ご報告を致します。なお、傍聴される方はですね、事前にご説明をさせて頂いたと思っておりますけれども、遵守事項に従って頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、労働局長の中山よりご挨拶を申し上げます。

#### ○中山広島労働局長

皆さん、おはようございます。労働局長の中山でございます。今年もですね、最賃の夏がやって参りました。委員の皆様方にはお忙しい中をお越し頂きまして、また、本日は全員ご出席ということで、誠にありがとうございます。また、常日頃から労働行政の推進に当たりまして多大なご理解、ご支援賜っておりますことをこの場を借りて御礼申し上げます。

最賃の中央の状況でございますけれど、去る26日に加藤厚生労働大臣から中央最低賃金審議会のほうに諮問がなされたところでございます。こういった動きを受けまして、広島地方最低賃金審議会におきましても、このような形で開催の運びとなっているところでございます。これから、長い期間になりますけれど、非常に密度の濃いご審議をお願いすることになる訳でございます。ここ数年間で百円近く上がりまして、これは正に公労使の委員の皆様方の熱意、ご尽力の賜物でございますが、今年度におきましては、先行きがなかなか見通しのつきづらい、そういった社会、経済情勢であることはご案内の通りでございます。何れに致しましても、忌憚のない意見のやり取りをして頂きまして、また、行政に対するニーズ等も用命頂きまして、この審議会を活性化させて頂きまして、ご審議を頂ければと思います。

長い期間になると思えます。また、健康管理がなかなか難しい季節になると思えますけれども、どうかよろしくお願い致します。

#### ○吉川賃金室長補佐

それでは、お手元の資料 1「広島地方最低賃金審議会委員名簿(第54期)」を御覧ください。使用者側代表委員の瀬来様の辞任に伴いまして、後任として、広島県中小企業団体中央会事務局長の藤本光徳様が令和2年2月1日付けでご就任をされておりますので、ご紹介致します。藤本委員、一言ご挨拶を頂いてよろしいでしょうか。

### ○藤本委員

はい、広島県中小企業団体中央会の藤本と申します。今回から参加させて頂くことになりました。また、この最低賃金については不勉強な部分もありますので、皆様にはご迷惑をおかけするかも知れませんが、真摯にこの会議に参加したいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

### ○吉川賃金室長補佐

それでは、本日の審議会は、本年度初回でございますので、議事に先立ちまして、委員の皆様方をご紹介したいと思います。名簿の上から順にご紹介を致します。まず、公益代表委員、井上道委員でございます。続きまして岡田行正委員でございます。酒井朋子委員でございます。中井幹夫委員でございます。三井正信委員でございます。続きまして、労働者代表委員でございますが、井上智史委員でございます。国友雅彦委員でございます。佐崎吉宏委員でございます。角直樹委員でございます。橋本聡委員でございます。最後、使用者代表委員でございますけれども、池久保典也委員でございます。石井正朗委員でございます。中野博之委員でございます。先程ご紹介致しました藤本光徳委員でございます。吉田大蔵委員でございます。続きまして、事務局を紹介させていただきます。まず、基準部長の巻幡でございます。続きまして、室長の狭間でございます。指導官の坂本でございます。専門官の小松でございます。私、最後、賃金室長補佐の吉川でございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料のご確認をお願い致します。まず、ファイルになっております資料でございますけれども、本体の資料と別冊資料の2部に分けてございます。境目に黄色い紙が入っておるのではないかと思いますけれども、上に乗っております一部目が本体資料でございます。資料 1から9まで、下の中央に通し番号の1から 13 ページまでという番号が、ページが振ってあると思います。2部目は、下にございます別冊資料でございます。別冊資料 1から12まででございます。下の真ん中にですね、通し番号1ページから 157 ページまで、ページ番号が振ってあると、ございます。

それから、お手元に冊子の資料としまして、最低賃金決定要覧(令和2年度版)が置いてございます。以上、お手元に揃ってございますでしょうか。それでですね、なお、例年はですね、実施しております事業場視察はですね、本年、こういう状況でございますので、中止とさせて頂いておりますことをご了承頂きたいと思っております。続きまして、本年度審議会の会長、会長代理の選出について、狭間よりご報告を申し上げます。

### ○狭間賃金室長

それでは、会長及び会長代理の選出につきましては、第 54 期委員の任期は2年間でございます。昨年度、会長に三井委員、会長代理に酒井委員が選出されておりますので、今年度は選挙を行う必要はございません。引き続き、会長を三井委員に、会長代理を酒井委員をお願い致します。

### ○吉川賃金室長補佐

只今、狭間よりご報告申し上げましたとおり、本年度の審議会も三井会長、酒井会長代理に会務を総理して頂くこととなります。それでは、三井会長、酒井会長代理より一言、ご挨拶をお願い致します。

○三井会長

今年もですね、会長を仰せつかることになりました三井でございます。コロナの蔓延によりまして経済状況が非常に厳しく、かつ、雇用状況も厳しい状況でございますが、こういう状況の中で、公正な最低賃金の決定を目指して、今年も微力ながら全力を尽くしたいと思いますので、何卒、皆様方、よろしくお願い申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。酒井委員、お願いします。

○酒井会長代理

会長代理を拝命致しました酒井でございます。会長代理の任務を精一杯努める所存でございますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。それでは三井会長、以後の議事進行をよろしく、お願い致します。

○三井会長

はい、分かりました。それでは、これより第 528 回広島地方最低賃金審議会の議事を始めます。それでは、議事の(1)「令和元年度広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定」についての審議に入ります。事務局からご説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

それでは、ご説明させていただきます。専門部会の廃止決定については、本来、年度最終の審議会において行うものですが、3月の審議会が中止されたため、本日実施させていただきます。令和元年度の広島県特定(産業別)最低賃金の改正につきましては、令和元年11月29日付けで官報に公示され、改正申出のあった8業種全ての広島県特定最低賃金が改正決定されております。各特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項では、「その任務を終了した時は、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と規定しています。従いまして、令和元年度の広島県特定最低賃金の改正が終了したため、特定最低賃金専門部会の廃止に係るご審議をお願い致します。

○三井会長

はい、只今事務局からのご説明のとおり、令和元年度の広島県特定最低賃金の改正は全て終了しましたので、8種類の特定最低賃金専門部会を廃止してよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、全員お認め頂いたということで、異議なしということで、ご承認頂いたものと認めます。それではこれもちまして、8種類の特定最低賃金専門部会の廃止を決定致します。これについて何か事務局から補足説明等がございますでしょうか。

○吉川賃金室長補佐

只今ですね、8種類の特定最低賃金専門部会の廃止を決定頂きましたので、本審委員以外の特定最低賃金専門部会委員には、速やかに解任通知をお送り致します。本日出席の本審委員の方々におかれましては、先程各専門部会の廃止をご確認頂きましたので、解任通知の送付は省略させて頂きたく存じます。ご了承を願います。

○三井会長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして、議事の(2)でございますが、「令和2年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移ります。事務局から現在の状況につきまして説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

広島県特定最賃に係る改正の申出に関する意向表明についてご説明致します。

令和2年度広島県特定最低賃金の改正の申出に関する意向表明につきましては、お手元の資料 2、通し番号 2 ページにございますように、広島県内 8 業種全ての特定最低賃金に係る改正申出に係る意向表明が令和 2 年 2 月 17 日付けで広島労働局長あてに書面で提出されています。また、7 月 2 日までに、8 業種すべての改正申出を事務局あてにご提出頂いております。現在、疎明資料を事務局で点検しておりますので、今後、広島地方最低賃金審議会におきまして、改正の必要性を含めてご審議頂きたいと思っております。以上でございます。

○三井会長

ありがとうございました。それでは、事務局の資料説明も含めまして、意向表明をされた労側から趣旨等につきましてご説明をお願いできたらと思います。

○橋本委員

はい、橋本でございます。よろしくお願い致します。意向表明についてということでございます。従来どおりですね、労働者の賃金ということを考える中で、本年度もこういった取り巻く状況というのはある中ではございますが、デフレの脱却も含めてですね、そういった意味で賃上げということについては必要なこと、ということで認識しておりますので、そういったことも踏まえて、意向表明等、申し上げさせて頂きます。よろしくお願い致します。

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今ですね、特定最低賃金の改正につきまして、労働者委員から意向表明に係るご説明がございましたが、これに関しまして何かご意見等おありでしょうか。使側、如何でしょうか。

○中野委員

意向表明は納得しています。特にないです。

○三井会長

分かりました。現在の状況としてはですね、8業種の広島県特定(産業別)最低賃金の改正に関する意向表明の後ですね、改正申出が労働者側からなされたということ、これに対して使用者側としては、一応は納得ということ、分かりましたというご意見であったということで、この議事は終了したいと思います。その他委員の皆様方、何かご発言等がございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。はい、それでは次でございますが、議事の(3)「小委員会の運営について」です。事務局からご説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

それでは説明させていただきます。ちょっと長くなりますので着座のまま説明させていただきます。それでは資料 3、通し番号3ページの「広島地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください。第3条に会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができると規定されており、これを受けまして、資料 5、通し番号7ページになりますが、広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程を見て頂きますと、その第1条に地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、本審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は検討小委員会を設置するものと規定されています。これら小委員会につきましては、例年、あらかじめ設置し、必要の都度、開催させて頂くこととさせて頂いていますので、本年度も、運営小委員会、検討小委員会の設置をお願い致します。なお、委員の選任につきましては、小委員会運営規程第2条により、各側の推薦に基づいて会長が指名することとなっております。

公益代表委員につきましては、先程行われました公益委員会議におきまして、運営小委員会は、三井委員、酒井委員、岡田委員の3名で、座長が酒井委員。検討小委員会は、三井委員、酒井委員の2名で、座長は同じく酒井委員ということでご選出頂いております。労・使の代表委員におかれましては、この場で各委員2名のご推薦を頂き、会長より指名して頂ければと考えております。会長、お願い致します。

○三井会長

分かりました。それでは、労側、如何でしょうか。

○橋本委員

はい、労側の方は私橋本と角委員で務めさせて頂きたいと思います。

○三井会長

はい、分かりました。橋本委員と角委員ということですね。使側は如何でしょうか。

○中野委員

両委員会とも、引き続き石井委員と私中野の2名でよろしくお願いします。

○三井会長

はい、分かりました。石井委員と中野委員ということですね。では、あらためて整理確認させて頂きたいと思います。運営小委員会につきましては、公益委員が、私三井と酒井委員、岡田委員。労働者側代表委員が、橋本委員、角委員。使用者側代表委員が、石井委員、中野委員、で座長が酒井委員ということでございます。検討小委員会につきましては、公益代表委員が、私三井とですね酒井委員。労働者側代表委員が、橋本委員、角委員。使用者側代表委員が、石井委員、中野委員、座長は酒井委員でございます。よろしくお願い致します。

続きまして、次でございますが、議事(4)「広島県最低賃金の改正決定(諮問)について」でございます。事務局より説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい。最低賃金法第12条によれば、地域別最低賃金の改正については最低賃金法第10条の例によるとされており、同条では、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されており、諮問文を用意しておりますので、写しを各委員に配付の上、諮問文を読み上げさせて頂いた後、広島労働局長から三井会長に手交させて頂きたく存じます。

(諮問文写し配付)

○坂本賃金指導官

それでは、諮問文を読み上げさせて頂きます。広島県最低賃金の改正決定について、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、広島県最低賃金(昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。以上でございます。

○狭間賃金室長

それでは、局長から会長へ諮問文を手交させて頂きます。

(諮問文手交)

○三井会長

只今ですね、広島県最低賃金の改正決定につきまして、中山局長から諮問を受けました。それでは、諮問理由につきまして、事務局から説明をお願い致します。

#### ○狭間賃金室長

それでは、令和2年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由等についてご説明申し上げます。お手元にお配りしております資料の冊子になりますが、この最低賃金決定要覧の144ページをお開け頂けますか。そこに第2節地域別最低賃金の第9条第2項並びに第3項をご覧ください。第9条第2項は、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないと規定されており、同条第3項においては、前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするとしていただいております。これらにつきまして、以下、資料に従って順次、説明申し上げます。

最初に労働者の生計費についてでございます。続いて緑色のファイルになります別冊資料のほうをご覧ください。別冊資料、資料1ですね、中途からのオレンジ色の紙が見えますけれど、これの次の、次のページになります。通し番号1ページ標準生計費(1)をご覧ください。広島市における各年の4月における単身勤労者の標準生計費合計については、この5年間、毎年増減を繰り返す形になっており、その増減幅は13%から15%で推移しておりますが、平成30年から平成31年はマイナス1.3%の微減でございます。また、費用の内訳につきましても増減を繰り返しております。最も高額となりますのは住居関係費です。合計額を見ますと平成28年、平成30、平成31年の合計額は全国より広島市の方が高い結果となっております。

その下に(2)世帯人数別の広島市と全国の比較です。この何れの世帯におきましても、全国より広島県の方が低くなっております。ちなみに生活保護との乖離については、近年解消されております。続いて、次のページですが、資料2通し番号2ページ「消費者物価指数(総合)」によれば、消費者物価指数は、広島市では平成31年4月から10月まで連続で上昇しておりますが、最近の2か月、令和2年3月、4月は連続下落しております。福山市では23か月連続上昇しておりましたが、最近2か月は連続で下落しております。

続きまして、2つ目の要素である労働者の賃金についてであります。資料番号3の1通し番号3ページでございますが、厚生労働省が毎年6月に実施しております賃金構造基本統計調査に基づく性別賃金、対前年増減率の推移でございます。これは昨年6月以前の結果となります。同調査によりますと、令和元年の広島県の一般労働者男女計の結果では、対前年比でプラス1%、平成27年以降増加傾向にあります。続いて4ページ、広島県の労働者10人以上を雇用する民営事業所における全産業の短時間労働者の1時間当たりの賃金額の全国と広島県の推移のグラフです。全国平均は毎年増加傾向でございますが、広島県はほぼ横ばい状態で全国を若干下回る金額でしたが、平成29年からは増加傾向にあります。続いて5ページを見て頂きますと、こちらは企業規模が5名から9名の短時間労働者、女性でございますが、この所定内給与額の推移でございます。全産業、産業計でございますが、全産業につきまして所定内給与額は、令和元年は平成30年に続きまして、前年比プラスですが、これは年による変動が大きく、経年的な細かい増減の特徴は見られないと思われ



ます。続きまして、資料番号4の1ですね、通し番号6ページをご覧ください。こちらは事業所規模5人以上の事業所を対象とした毎月勤労統計調査に基づく常用労働者の月額賃金額の推移ですが、広島県は総じて全国平均の金額よりも低く、その数値を見ますと、調査産業計、また各業種とも近年は増減を繰り返しております、一貫して増加傾向にありますのは9ページでございます医療福祉業のみとなっております。続いて、資料5、ページが10ページになりますが、これは賃金構造基本統計調査に基づく新規学卒者の初任給の推移でございます。全国では対前年比で概ね増加しております。広島県でも男性の院卒と女性の高卒、高専・短大卒を除きまして、対前年比で増加しております。続いて資料6、通し番号11ページには、雇用情勢をお付けしております。左の列が有効求人倍率、右が完全失業者数、完全失業率を表示しております。広島県の平成31年度、令和元年度になりますが、有効求人倍率は1.96倍、表にはございませんが平成21年度を底に改善しております、平成30年から令和元年10月までは2倍の高水準を維持しておりましたが、昨年11月に2倍を下回り、直近の5月につきましては1.52倍となっております。また、失業者数の全国数値でありますけれども、4か月連続で増加し、5月の完全失業率は前月比0.3ポイント上昇しております。また、この資料には、別冊資料11としまして、90ページから雇用情勢の詳細をお付けしております。また、参考にして頂ければと思います。続いて、次のページ、12ページになります、資料7「春季賃金引上げ妥結状況(令和2年)」でございます。今年の春季賃金引上げ妥結状況につきましては、連合による令和2年6月5日公表の従業員300人未満の企業では1.81%の引上率、経団連による令和2年6月12日公表の従業員500人未満の企業では1.72%の引上率となっており、いずれも前年の引上率を若干下回っているという結果となっております。

3つ目の要素であります通常の事業の賃金支払能力についてです。別冊の資料8、通し番号13ページからは各種労働経済関係指標をお示しております。景気判断指標としての景況感、別冊資料の9の1、通し番号17ページをご覧ください。これは2020年7月1日付けの日本銀行広島支店「広島県の金融経済月報」でございますけれども、これによれば、1の概況としまして、新型コロナウイルス感染症の影響から大幅に悪化したあと、厳しい状態が続いていると記されております。そして、21ページを開けて頂きますと、資料9の2ですが、企業短期経済観測調査結果の概要です。広島県の全産業の業況判断指数は次のページ、22ページを開けて頂きますと、表が大きく分けて3つございます、上から中国地方、真ん中が広島県となっております。広島県の全産業の業況判断指数は22ページ中段にありますように、マイナス35ポイントで本年3月の調査結果と比較しまして34ポイント下がり、本年3月期に引き続いてマイナスとなりました。また、先行き予想についてもマイナス予想となっております。

続いて、ページ数で行きますと31ページになりますが、資料9の3「広島県経済の動向」、34ページを見て頂きますと、広島県経済の動向と致しまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、厳しさを増しているとされているところでございます。

時間の関係もあり、駆け足でご説明申し上げましたが、以上のことから、本年度も当地域の各経済、賃金指標に変化が認められるため、広島県最低賃金の改定について審議する必要があると考え、調査審議を頂く必要があると考えまして、最低賃金法第10条に基づき今回諮問させて頂くこととした次第です。また、6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃

金審議会に対しまして、最低賃金目安諮問がなされておりますので、今後、その目安結果も踏まえましてご審議をして頂く必要があると考え、今回諮問させて頂きました。以上でございます。

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今の諮問理由の説明につきまして、何か御質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

それでは、次に専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい、では続いて私の方からご説明させて頂きます。只今、広島労働局長より、本年度の広島県最低賃金改正決定について諮問をさせて頂きました。最低賃金決定要覧の 146 ページをご覧頂きますと、最低賃金法の条文が出ております。146 ページの第 25 条、下の方になりますけれども、その第 2 項に最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないと規定していますので、広島県最低賃金専門部会の設置が必要となります。また、同条第 3 項では、専門部会は、政令、これは最低賃金審議会令となりますが、この第 6 条で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する、となっておりますので、労使委員に係る推薦公示を事務局で行わせて頂きます。推薦の期限につきましては、この要覧 161 ページの最低賃金審議会令第 6 条第 4 項で準用致します同審議会令の第 3 条第 1 項で、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならぬとされておりますので、例年どおり、2 週間の公示期間を設けることとしますので、本日より 7 月 17 日までとする予定でございます。なお、公益代表委員候補につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により準用する同令第 3 条第 1 項のとおり、推薦公示の必要はありませんので、公益委員会議で、三井委員、酒井委員、岡田委員の 3 名が選出されておりますので、この場でご報告させて頂きます。

○三井会長

はい、それでは次にですね、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局よりご説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、同じく最低賃金決定要覧の 146 ページにありますとおり、最低賃金法第 25 条第 5 項によれば、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとするとしており、その聴取方法については、要覧 165 ペ

ージにあります。最低賃金法施行規則第 11 条によれば、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによることとされておりますので、事務局で本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間につきましては概ね 3 週間程度必要とされていることから、意見の提出につきましては、提出期日を 7 月 27 日までと考えております。

○三井会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示及び諮問に係る意見聴取の公示の件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。これによろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、それでは、特にご意見ないということで、次に行きたいと思います。次、議事の(5)でございますが、「令和 2 年度における審議会の運営について」でございます。事務局からご説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

それでは説明させていただきます。資料 6 通し番号 8 ページ「令和 2 年度広島地方最低賃金審議会の運営について(案)」について説明します。最初に、記の 4、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用についてです。最低賃金決定要覧 161 ページですが、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとの規定が置かれておりますが、広島県最低賃金につきましては、資料 6 の裏面の別紙記の 1 にございますように、この規定は適用しないことが例年の方針となっております。従いまして、県最賃専門部会の決議内容につきましては、本審に報告の上、改めて審議会での決議を行うこととさせていただきます。また、例年通り、広島県最低賃金の発効日を令和 2 年 10 月 1 日、そして、特定最低賃金の発効日を令和 2 年 12 月 31 日とさせていただきますのでご留意頂きますようお願い致します。それでは事務局より、本案を読み上げさせていただきます。

(「令和 2 年度広島地方最低賃金審議会の運営について」(案)を読み上げ)

○三井会長

只今の令和 2 年度広島地方最低賃金審議会の運営につきまして、案でございますが、ご説明頂きました。何かこれにつきまして、ご意見等がございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

それでは、特にご意見もないということですので、令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営方法につきましては、前記のとおりで確認されましたので、(案)という文字の削除をお願いしたいと思います。それでは次でございますが、続きまして、議事の(6)でございます。「広島地方最低賃金審議会、専門部会及び小委員会運営規定の改定について」でございます。事務局から説明をお願い致します。

#### ○狭間賃金室長

はい。ご協議を頂きたい事項となります。昨年7月2日に開催致しました第523回広島地方最低賃金審議会でもご報告申し上げ、また広島県最低賃金改正決定に係る異議申出の審議の中でも触れられておりましたが、広島地方最低賃金審議会、同専門部会、同運営・検討小委員会、各運営規程並びに公開要領の改正についてでございます。本来であれば、本年3月に予定しておりました審議会でご審議頂く予定でしたが、中止となりましたので、今回、議題とさせて頂きました。最初に、事務局で作成致しました改正案、新旧対照表になりますが、案をお配りしたいと存じますが、会長よろしいでしょうか。

#### ○三井会長

はい、お願いします。

(各委員に改正案を配付)

#### ○狭間賃金室長

只今、お手元にお配りしたものが、各運営規定並びに公開要領の改正案でございます。改めまして改正の理由についてご説明致します。昨今の情報公開の流れの中で、広島地方最低賃金審議会、専門部会、各小委員会等の更なる透明化が求められており、審議会、専門部会、小委員会の各運営規程、会議の公開、そして議事録及び資料の公開に係る諸規程の文言の一部見直しが必要と考えられるところでございます。具体的な改正点、内容につきましては、お配りした案をご覧頂きたいと思いますが、結論を申し上げますと、大枠としまして、この審議会本審、そして専門部会、小委員会、何れにつきましても会議の原則公開、議事録及び資料についても同様という案でございます。ただし、公開することによって、まず一つ目、個人情報保護に支障を来すおそれのある場合、二つ目、個人若しくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれのある場合、三、率直な意見の交換若しくは各委員の意思決定の中立性が不当に損われおそれのある場合、であって、会長、部会長、座長がそれぞれ非公開とするのが妥当であると判断される場合には、審議会、専門部会、小委員会並びに当該議事録、提出資料を含みますが、その全部又は一部について、公開しないこととすることができる、という方向での見直しを図らせて頂きたいというご提案でございます。よって、公開された会議であったとしても、途中で今ご説明したような議事の部分については、非公開となりうるものがございます。そのほか、中央の最低賃金審議会の運営規程に倣いまして、表記を変更、平仄を合わせた箇所もございますが、新旧対照表欄外に記しました変更理由も参考にして頂き、ご審議を賜りたいと存じます。

○三井会長

はい、ありがとうございました。それでは、只今事務局からご提案のごさいました審議会等の運営規程並びに公開要領の改正の件につきましてご審議願いたいと思いますが、その前に、会長としての立場から、多少なりとも意見を述べさせて頂きたいと思います。今回の事務局提起の改正の趣旨につきましては、事務局よりご説明があったとおりでございます。審議内容につきましての情報公開、つまり透明性の確保に積極的に資するという点、加えて全国の審議会の公開基準を統一する必要があるということによるものと考えられるところがございます。このような視点を含めまして、ご意見等がございましたらお聞かせ頂きたいと思いますが、まず、労側の方から、ご意見ございませんでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、ございませんか。使側、如何でしょうか。

○中野委員

先程、室長からもございましたが、それぞれの対応についてはですね、各委員のご発言等も含めて、ご対応頂ければと思います。よろしくお願い致します。

○三井会長

はい、ありがとうございました。それではですね、他にご意見はございませんでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

ないようですので、只今労使各委員のご意見を伺った結果、広島地方最低賃金審議会、同専門部会、同小委員会に係る運営規程並びに公開要領改正の件につきましては、各委員のご了承が得られたということで理解させて頂きたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○三井会長

はい、ありがとうございます。それでは事務局は各規程の(案)という文字を取って、配付してください。今後、改正された各規程並びに公開要領に基づきまして、運営が図られることとなりますので、各委員各位におかれましては、この点をご承知おき頂きたいと思います。

(改正運営規程、公開要領を配付)

○三井会長

はい、配付も頂いたようですので、よろしくお願い致します。それでは、次に議事(7)「検討小委員会の開催について」ということで、事務局よりご説明をお願い致します。

#### ○狭間賃金室長

はい、続いて私の方からご説明申し上げます。例年、広島県最低賃金額答申日の審議会におきまして、特定最低賃金改正の必要性諮問をし、その同じ日の審議会に答申を頂いておりましたが、広島県各種商品小売業特定最低賃金につきましては、審議の時間が足りず、十分な議論ができないとして、この度使用者側委員から改正必要性について、本年については8月5日の本審までに検討小委員会の開催要請がございました。また、労側委員からも余裕のある審議が望ましいとの意見がございました。そこで、過去5年間の特定最低賃金専門部会の審議回数を見てみますと、大部分の部会が、ほぼ2回から3回で結審している中で、各種商品小売業は3回から4回を要しており、長期化する傾向にあります。また、広島県は特定最低賃金が8種類ございまして、例年これを並行して審議し、先程もございましたように、年内発効を目指すためには、10月30日までに答申を得る必要がある中で、委員の皆様方にはスケジュール的に、大変なご負担をお掛けしているところでございます。本年度も8種類の特定最低賃金改正申出がなされております。以上を踏まえまして、広島県特定最低賃金広島県各種商品小売業の改正必要性に関して審議をする検討小委員会開催につきまして、ご審議を頂きますようお願い致します。

#### ○三井会長

はい、只今、事務局より説明がございました。本審議会及び専門部会の審議の円滑化に資するものと判断するのですけれども、皆様のご意見を伺いたいと思います。使用者側、小委員会要請趣旨を改めてお願いをできませんでしょうか。

#### ○中野委員

今の事務局の方からご説明がありましたように、各種商品小売改正についての異議ということでございます。これは皆さんなかなか厳しい状況の中で賃金を上げないといけないという部分がございますので、大勢を見るということでございます。また、今現在も県最賃額と対比、比べてもそんなに差がないということで、この各種商品小売の金額が、今のスーパーとかそういった部分にも影響されてきている、という部分もございますから、既存の部会があるからそのままやって行こう、ということでは中々厳しいので、我々とすれば以前からの廃止ということに答えを頂きたいということをおもっておりますし、事業者数自体が多いということですが、それは一社の中でそれなりに事業所があるということで、数社のために部会が必要だということでございますし、それを多くても百貨店とか総合スーパー以外の小さいところの部分については、どこの部分、まあ衣食住ということですが、小さいところは食のほう为重点的になっていると思うので、もうこの業種自体は必要ない、ということで小委員会を開いて貰って検討させて頂く、という趣旨でございます。

#### ○三井会長

はい、ありがとうございました。労働側の委員、如何でしょうか。

○橋本委員

はい、食品、小売りの方でございますが、人数の多いところでございまして、また、今回のコロナ時とか食の必要性とか、そういったところで最前線で働いているということもございまして、ここの頑張りというところについては理解を得れるように十分時間を取ってお話できればと、いうふうな思っておりますので、小委員会開かれることについては賛成を致したいと思っております。以上でございます。

○三井会長

はい、ありがとうございます。ほかにご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

なければ、広島県各種商品小売業改正必要性にかかる検討小委員会を開催することと致します。開催時期ですけれども、7月中の開催が望ましいのですが、会場はいつが確保できますか。念のため2日確保したいと思います。

○狭間賃金室長

はい、7月であれば、14日火曜日の午前中と27日月曜日の午後は確保できます。

○三井会長

はい、只今、事務局から日程が提示されましたが、検討小委員会の座長であります酒井委員と担当委員の皆様方如何でしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、場所はどこになりますでしょうか。

○狭間賃金室長

はい、7月14日は、この大会議室で、27日は4号館5階の22号会議室となります。

○三井会長

はい、それではですね、7月14日火曜日10時からここ大会議室で、それから7月27日月曜日午後1時30分から4号館5階22号会議室で開催致します。そのほか、なにかございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それではですね、続いて議事の(8)「その他」でございますが、「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」ということで、事務局からご説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

はい、それでは説明させていただきます。地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について説明致します。新たな審議事項ではなく、確認のために、ご説明させていただきます。資料 9、通し番号 12 ページ「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」をご覧ください。議事録の作成に当たりましては、現在、本審と専門部会の議事録は、この事務連絡に基づき発言者名を付させて頂いているところであり、本年度も引き続き、発言者名を付することとさせて頂きたいと思います。つきましては、議事録(案)を作成した後、発言委員に議事録(案)を送付し、発言内容のご確認を行って頂き、作成に遺漏なきを期することと致します。よろしくお願ひ致します。なお、議事録、資料が非公開とされましても、情報公開法に基づく開示請求があった場合には公開の対象となります。

○三井会長

はい、ありがとうございます。今の説明に対しまして、何かご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、それでは、次に議事(8)「その他」の「その他」についてお願ひを致します。

○狭間賃金室長

はい、それでは、次回の審議会日程について、ご説明させていただきます。委員の皆様方におかれましては、次回第 529 回審議会を 8 月 3 日月曜日午後 1 時 30 分からお願ひしたいと考えております。中央最低賃金審議会の目安の答申は 7 月末頃に出されることが予想されています。次回の本審においては、その目安金額の伝達を行うとともに、専門部会の設置、改正決定に係る関係労使の意見申出についての説明をさせて頂きたいと考えております。その後のスケジュールも併せてご説明申し上げます。本年度も昨年度と同様、10 月 1 日の発効を目標とすることで先程ご確認頂いたところですが、10 月 1 日を発効日とするためには、30 日前の 9 月 1 日までに官報公示の必要があり、その前に必要となる異議申出期間を考慮しますと、8 月 5 日水曜日に本審を開いて広島県最低賃金額の答申を頂く必要がございます。よって、8 月 3 日、4 日、5 日に専門部会を設置し、ご審議を頂く予定とさせて頂きたいと考えております。なお、8 月 3 日と 5 日は審議会と専門部会が同日開催となり、タイトな日程でまことに恐縮ではございますが、よろしくお願ひ致します。

○三井会長

はい、只今事務局からですね、次回以降の審議会の日程等についてのご説明がございましたが、何か意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)



○三井会長

それでは、次回開催予定日は、8月3日月曜日午後1時30分になるという報告がございました。事務局によれば事前に各委員の日程については調整済みとのことでございますけれども、各委員の皆様方におかれましては、改めてご確認をお願い致します。事務局からほか何かございますでしょうか。

○狭間賃金室長

いえ、事務局からは特にございません。

○三井会長

はい、それでは、そのほか各委員の皆様方、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、それではですね、先程申し上げたとおり、次回第529回審議会は8月3日月曜日の午後1時30分からの開催と致します。審議会の内容につきましては、事務局からの説明と公示に際して申出のあった意見等について審議する予定ですので、改正された広島地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項に基づき公開とさせていただきます。7月14日火曜日午前10時から、7月27日月曜日午後1時30分から開催する検討小委員会の公開、非公開につきましてでございますが、酒井委員、これどう致しますでしょうか。

○酒井会長代理

はい、7月14日の午前10時から、7月27日の午後1時30分から開催する検討小委員会は、特定最賃改定の必要性審議であり、個別の企業、個人の賃金額、企業情報、個人情報に触れる可能性がありますので、非公開といたしております。

○三井会長

はい、わかりました。それでは、7月14日と27日の検討小委員会につきましては、非公開とさせていただきます。事務局は、準備をよろしくお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、承知致しました。

○三井会長

それでは最後でございますが、本日の議事録署名者でございますが、労側は井上委員、使側は中野委員ということでよろしくお願いを致します。それでは、これもちまして第528回

広島地方最低賃金審議会を閉会とさせて頂きたいと思います。どうも本日はありがとうございました、ご苦労様でした。

(了)